



いいねまちづくり 協働ハンドブック

発行 令和4年3月
金沢市市民協働推進課
協働をすすめる市民会議

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL (076)220-2026 FAX (076)260-1178
E-mail kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市 市民協働推進課
協働をすすめる市民会議

はじめに

金沢市では、平成17年（2005年）に「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」が制定され、条例に基づき設置された「協働をすすめる市民会議」によって、平成19年（2007年）に「協働」を分かりやすく解説した『協働をすすめるルールブック』を、平成26年（2014年）にはさらに自主的かつ自発的な市民参加をすすめるべく、ルールブックの内容を改定した『協働をすすめるハンドブック』を発行しました。

それから8年を経て、急激な社会環境の変化を背景として、地域の課題や社会問題がますます多様化・複雑化しているなかで、持続可能な地域社会の構築に向け、ハンドブックの内容を見直しました。「協働」という手法や考え方を、広く一般のみなさんにもさらに分かりやすくお届けします。

直接市政や地域課題に取り組んでいらっしゃる方、まだ協働についてご存知でない方にも、この機会に「協働」についての理解を深める一助としてご活用いただければ幸いです。

【参考】
金沢市協働推進計画2021



いいねまちづくり協働ハンドブック

目次

I 協働とは？

- | | |
|----------------------|-----|
| 01 社会を取り巻く変化 | P03 |
| 02 「協働」 = 「パートナーシップ」 | P04 |

II 協働にあたって

- | | |
|--------------|-----|
| 01 協働の取り組み事例 | P05 |
| 02 協働の範囲 | P07 |
| 03 協働の原則 | P07 |

III もっと協働をすすめるために

- | | |
|--------------------|-----|
| 01 金沢学生のまち市民交流館 | P08 |
| 02 金沢市市民活動サポートセンター | P09 |
| 03 協働をすすめる市民団体登録 | P10 |

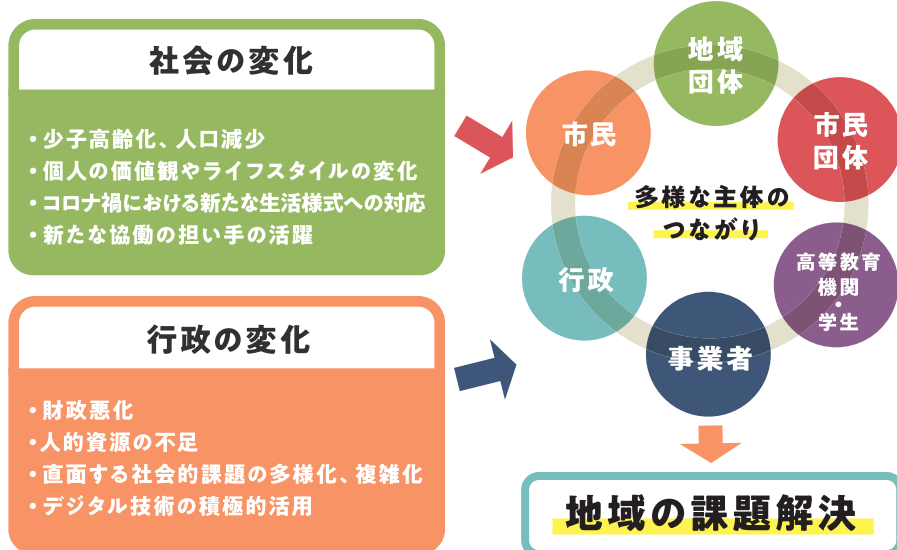
I 協働とは？

「協働」とは、さまざまな組織や団体が、共通の目的を達成するために、対等の立場でお互いの特性を生かし、協力しあうことをいいます。例えば、地域課題の解決のため、市民が行政に「実行力やアイデア」を提供し、また行政は市民に「情報や資金や場」を提供するなど、お互いが対等な立場で補完・協力しあう「協働によるまちづくり」がすすめられています。

01 社会を取り巻く変化

近年、少子・高齢化、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、新型コロナウイルスの流行など、社会の課題は複雑化かつ増大している中で、行政単独では、限られた資源でその全てに対応することが難しくなっています。一方で、金沢市において、これまで主な協働の担い手とされてきた「地域団体」や「市民団体」に加え、近年では「事業者」や「学生」といった新たな協働の担い手の活躍も注目されはじめています。

これらの状況を踏まえて、時代のニーズに応じたまちづくりを行うには、多様な主体同士がつながり、力を合わせて「協働」をすすめる必要があります。



02 「協働」=「パートナーシップ」

「協働」という言葉について、意味がわかりにくい、親しみにくいと感じる場合は、「パートナーシップ」という言葉に置き換えてみましょう。金沢 SDGs の達成に向けた行動計画「金沢ミライシナリオ」においても、多様な主体のつながりを「パートナーシップ」と表現しています。

「協働（パートナーシップ）」は、多様な価値観や文化を持つ人や組織が、互いに尊重しあい、対話を通じて課題を共有し、それぞれが「できること」、「得意なこと」を生かし、楽しみながらまちづくりに取り組むうえで、欠かせない要素といえます。



シナリオ1~5をすすめるパートナーシップ



IMAGINE KANAZAWA2030「金沢ミライシナリオ」より引用

Ⅱ 協働にあたって

01 協働の取り組み事例

「協働」という言葉をより具体的にイメージするために、金沢市における実際の取り組みについて見ていきましょう。

取り組み1

地域住民による除雪活動を学生等のグループが支援する 「学生等雪かきボランティア」の場合

金沢市では、高齢化などの課題を抱える地域での除雪を支援するため、学生等のボランティアグループ、地域、市の三者が“雪かきボランティア協定”を締結し、協働で除雪活動に取り組む「学生等雪かきボランティア事業」を実施しています。



地域にとっては、雪かきを通して若い世代との交流が生まれ、地域コミュニティの活性化につながっています。また、学生等のボランティア参加者からは「地域の方々や子どもたちと触れ合い、いい思い出になった」「地域の皆さんから感謝され、充実感があった」などの声があり、まちへの愛着が深まるきっかけとなっています。



取り組み2

金沢市とパートナーシップで取り組む 「協働のまちづくりチャレンジ事業」の場合

金沢市では、市民団体や地域団体、学生団体等と協働のまちづくりをすすめるために、「協働のまちづくりチャレンジ事業」を実施しています。毎年、各団体から創意と工夫にあふれるまちづくり企画を提案いただき、採択された事業について、市民と行政が協働で取り組んでいます。



行政と団体がそれぞれの強みや特性を生かし、足りない部分を補い合いながら、市民のニーズに沿ったまちづくりをすすめています。また、お互いのネットワークを活用して、幅広い事業展開ができるのも、協働のメリットといえます。

また、令和3年度より、新たに「団体連携部門」を新設し、異なる複数の団体（例：市民団体+学生団体）による連携提案も可能となりました。このように、協働の担い手同士が連携することにより、従来の行政+市民ばかりではなく、市民同士のつながりも増え、新たなまちづくりのかたちが生まれています。



Ⅲ もっと協働をすすめるために

02 協働の範囲

全ての事業を「協働」で取り組みればよいとは限りません。事業の運営方法があらかじめ明確な場合は、その事業が以下の図のどの領域に位置するのかが確認すると、事業に適した手法を見つけやすくなります。



- ① **市民**が主体的に活動を行う領域
- ② **市民**が主となり、**行政**が支援する領域（後援・助成）
- ③ **行政**と**市民**が対等の責任で協働する領域（共催・実行委員会）
- ④ **行政**が主となり、**市民**が支援する領域（委託）
- ⑤ **行政**が主体的に活動を行う領域

※山岡義典著「時代が動くとき社会変革とNPOの可能性」(ぎょうせい出版)を一部加工した図です。

03 協働の原則

多様な主体と協働でまちづくりをすすめるためのルールとして、次の7つの原則があります。効果的に協働をすすめるためにも、お互いがこの原則を理解し、常に心がけるようにしましょう。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 対等な関係 | 互いが対等な立場で取り組むこと |
| ② 自主性の尊重 | 互いの自主性や主体性を尊重すること |
| ③ 相互理解 | 互いの立場や特性を理解しあい、信頼関係を築くこと |
| ④ 目的・目標の共有 | 共通の目的や目標を持つこと |
| ⑤ 役割と責任の明確化 | 互いの役割と責任を明確にしておくこと |
| ⑥ 情報の公開 | 活動内容や結果を広く公開し、透明性を確保すること |
| ⑦ 相互評価 | やりっぱなしではなく、客観的に見直し、次に生かすこと |

01 金沢学生のまち市民交流館を活用しよう

Q.「金沢学生のまち市民交流館」って？

- A. 金沢市指定保存建造物である大正時代の金沢町家を改修した「学生の家」と旧料亭大広間の部材を用いて新設した「交流ホール」からなります。学生と市民の交流や、まちづくり活動に関する情報交換など、協働のまちづくりの場として利用されています。



施設情報

〒920-0981 金沢市片町2丁目5番17号
TEL 076-255-0162 FAX 076-255-0164
E-mail shiminkouryukan@city.kanazawa.lg.jp
開館時間：午前10時から午後10時まで
休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその直後の平日）
年末年始（12月29日から1月3日まで）
※ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



Q.誰が利用できるの？

- A. 1階サロン及び和室は予約なしでどなたでもご利用いただけます。1階土蔵、2階和室、別棟の交流ホールは、学生団体・市民団体などが、予約のうえ利用できます。

空き室状況等の情報はウェブでご確認ください。

金沢学生のまち市民交流館

検索

交流館
ウェブサイト▶



02 金沢市市民活動サポートセンターを活用しよう

Q.「金沢市市民活動サポートセンター」って？

- A. 地域団体や市民団体の活動の支援や団体相互の連携を促進し、団体の活動の活性化や地域コミュニティの充実を図るためのサポートを行っています。
場所は金沢学生のまち市民交流館1階にあります。



利用案内 開所時間：午前10時から午後10時まで

休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその直後の平日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）
TEL 076-225-7763 FAX 076-255-0164 E-mail support_center@city.kanazawa.lg.jp

Q.具体的にどんなサポートがあるの？

コーディネーターによる相談

地域団体、市民団体等の活動において、経験豊富なコーディネーターが相談に応じます。（オンライン相談可）

外部アドバイザー派遣

地域団体、市民団体等の運営や事業を行う過程で生じる様々な課題解決のために、中小企業診断士等の専門家をアドバイザーとして派遣します。

機材貸出サービス

オンライン会議の開催や、イベント等のオンライン配信に必要なWEBカメラやマイクスピーカー等の機材を貸し出しています。（機材設定等のサポートあり）

このほかにも、協働に関する交流イベントや団体育成のための研修等を実施しています。



各サポートの詳しい内容についてはウェブでご確認ください。

金沢市市民活動サポートセンター 検索

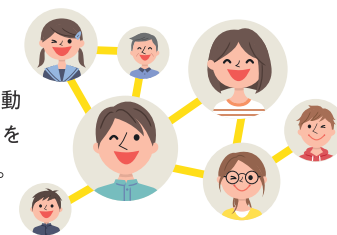
市民活動サポートセンター
ウェブサイト▶



03 「協働をすすめる市民団体」に登録しよう

Q.「協働をすすめる市民団体」って？

- A. 金沢市では、市との協働を希望する市民団体を把握し、団体活動の周知や団体同士のネットワークの形成及び団体の育成支援を図ることで、市民と行政との協働のまちづくりを推進しています。



Q.どんな団体が登録できるの？

- A. 登録の要件は以下のとおりです。ただし、共益的または互助的な活動、もしくは個人の趣味的な活動を目的とする団体は除きます。

- ① 市民に開かれた団体であること
- ② 営利を目的としない団体であること
- ③ 市民活動を継続的に行っていること（法人格の有無は問いません）
- ④ 構成員が5名以上であること
- ⑤ 活動拠点が金沢市内にあること
- ⑥ 政治的又は宗教的活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと

Q.どんなメリットがあるの？

- A. ・信頼のある団体として、金沢市のホームページで紹介
・打合せやイベント等で「金沢学生のまち市民交流館」の会議室や交流ホールの無料利用（要予約）
・金沢市が行う協働に関する事業の情報を提供

Q.登録方法は？

各種書類の提出

- ・登録申請書
- ・収支（活動）計算書
- ・団体の規約
- ・活動写真
- ・団体の構成員名簿（任意団体のみ）

事務局での
審査

登録完了

詳しい制度内容・登録団体一覧はウェブでご確認ください。

金沢市 協働をすすめる市民団体登録 検索

登録団体
ウェブサイト▶

